

1. 国民健康保険条例の改正について

(1) 出産育児一時金の見直しについて

健康保険法施行令の一部改正に伴い、北栄町国民健康保険条例を改正する。

【内容】

出産育児一時金の支給額（35万円）を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、暫定措置として4万円引き上げ、39万円とするもの。

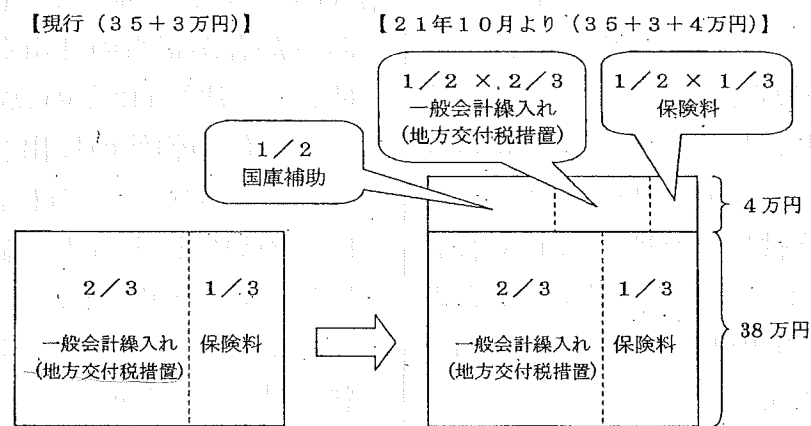
【趣旨】

この出産育児一時金の金額の改正は、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、緊急の少子化対策として、平成22年度末までの間、その額を4万円引き上げる。

（産科医療保障制度加入分娩機関において出産した場合の原則3万円の加算と合わせて42万円とする。）

なお、今回の引き上げは、平成22年度末までの暫定措置として行うものであり、その間に妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用負担のあり方について検討を行うこととされている。

【財源】



(2) 出産育児一時金の直接支払制度の導入

緊急の少子化対策の一環として、上記の引き上げに併せて、出産育児一時金の直接支払制度が導入されます。

（本人が利用を希望しない場合は、従来の方法で支給申請を行う）

北栄町条例第 号

北栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

北栄町国民健康保険条例（平成 17 年北栄町条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

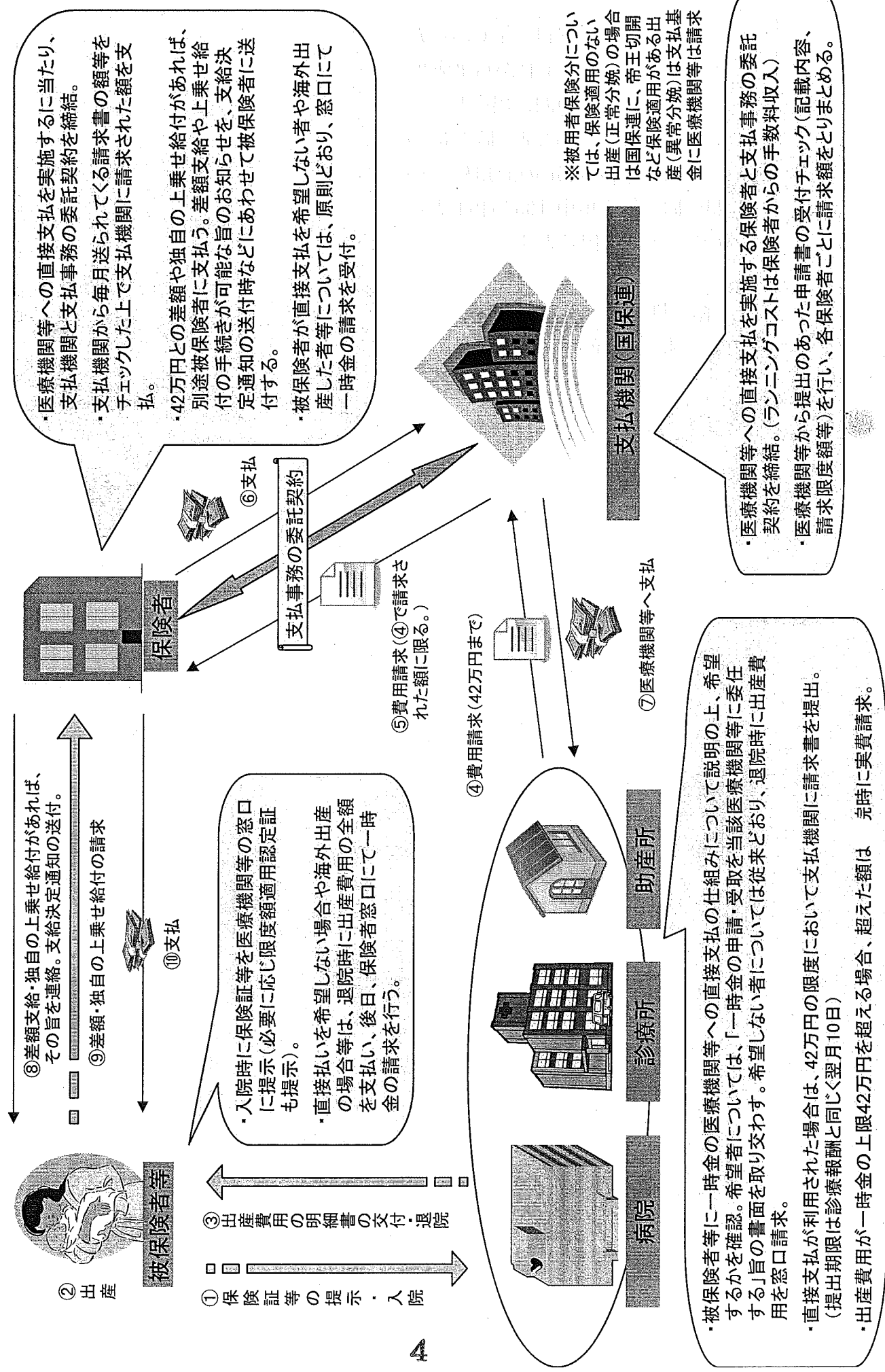
改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第 10 条 町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>第 11 条 町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第 10 条 町は、世帯主が国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>第 11 条 町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>

5 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

出産育児一時金 医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要(案)



- ・医療機関等への直接支払を実施するに当たり、支払機関と支払事務の委託契約を締結。
- ・支払機関から毎月送られてくる請求書の額等をチャエックした上で支払機関に請求された額を支払。
- ・42万円との差額や独自の上乗せ給付があれば、別途被保険者に支払う。差額支給や上乗せ給付の手続きが可能な旨のお知らせを、支給決定通知の送付時などにあわせて被保険者に送付する。
- ・被保険者が直接支払を希望しない者や海外出産した者等については、原則どおり、窓口にて一時金の請求を受付。

※被用者保険分については、保険適用のない出産(正常分娩)の場合は国保連に、帝王切開など保険適用がある出産(異常分娩)は支払基金に医療機関等は請求

- ・医療機関等への直接支払を実施する保険者と支払事務の委託契約を締結。(ランニングコストは保険者からの手数料収入)
- ・医療機関等から提出のあった申請書の受付チャエック(記載内容、請求限度額等)を行い、各保険者ごとに請求額をとりまとめる。

- ・被保険者等に一時金の医療機関等への直接支払の仕組みについて説明の上、希望するかを確認。希望者については、「一時金の申請・受取を当該医療機関等に委任する」旨の書面を取り交わす。希望しない者については従来どおり、退院時に出産費用を窓口請求。
- ・直接支払が利用された場合は、42万円の限度において支払機関に請求書を提出。(提出期限は診療報酬と同じく翌月10日)
- ・出産費用が一時金の上限42万円を超える場合、超えた額は 完時に実費請求。